



2023年5月11日

各 位

会社名 セントラル硝子株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 清水 正  
(コード：4044、東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営管理室長 金井 哲男  
(TEL. 03-3259-7062)

### 従業員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社の子会社であるセントラル硝子プロダクツ株式会社の従業員に対しても、当社の従業員に対するものと同様の株式報酬制度を導入する予定です。

#### 記

#### 1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社業績や株価への意識を高めることにより経営参画意識を持たせ、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が従業員（ただし、一定の要件を充足する者に限ります。）に対して職位等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該従業員に対して交付される、という株式報酬制度です。

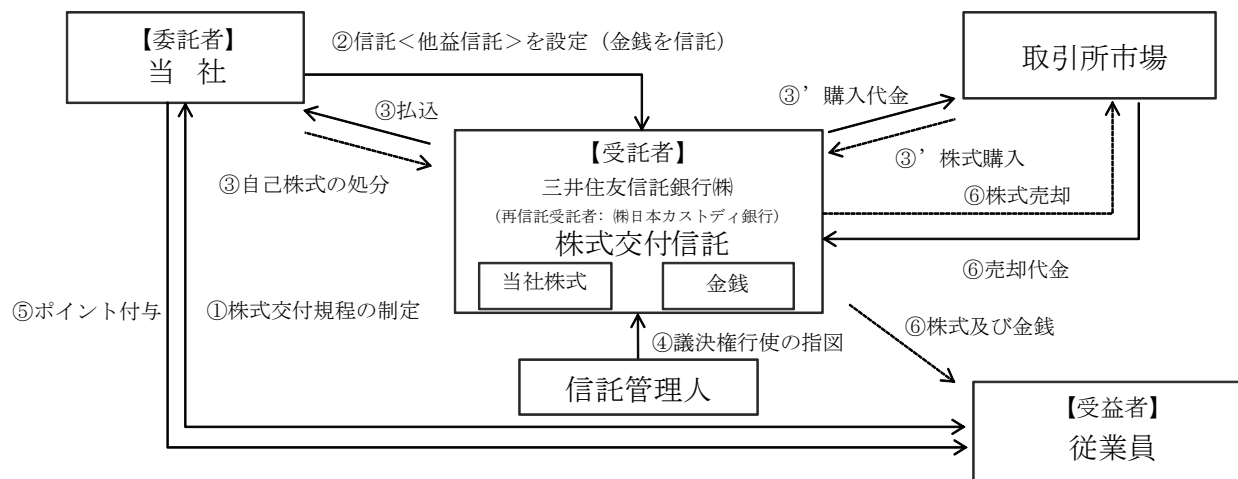
なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退職時です。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

なお、本信託における当社株式の取得内容（金額、取得方法）等の詳細が決定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

＜本制度の仕組みの概要＞



- ① 当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

また、上記のとおりセントラル硝子プロダクツ株式会社の従業員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該従業員もまた、当社の従業員と同様に、本信託の受益者として、本信託から当社株式の交付を受けます。

3. 本信託について

(1) 委託者	当社
(2) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(3) 受益者	当社の従業員のうち受益者要件を満たす者（なお、セントラル硝子プロダクツ株式会社の従業員も受益者とする場合があります。）
(4) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(5) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します

(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	2023年8月（予定）
(8) 信託の期間	2023年8月～2028年8月末日（予定）
(9) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上